

## 文書質問答弁書

回答日：平成23年11月25日

担当部局：上下水道局

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

受付番号平成23年第7号質問書に対する答弁書に対する再質問

### 【質問】

『本年の6月議会で、「十四川は上流にネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのは、「十四川に関する一般的認識を示した」と答えるが、「河川の計算でいけば、川から溢れる、溢れないというのは出ます。」と答えていますが、河川計画（河川の計算）では、十四川は東海豪雨当日に樋門を開けていてもあふれますか。裁判所の判断ではなく河川水理工学の考え方を教えてください。』との質問に対して、『十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）は、流域に72.8mmの雨が降ったものと仮定して計算したものであり、東海豪雨当日と同条件の120.5mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開けていた場合の計算を行ったものではありません。』と答えるが。

1、「十四川に関する一般的認識を示した」というのは水理工学上の常識ということではないですか。他の認識があるのですか、お尋ねします

### 【答弁1-1】

十四川に関する一般的認識とは、十四川調整池事業にかかる河川計画に基づく認識を示したものです。

2、流域に72.8mmの雨が降った場合と、120.5mmの雨が降った場合も、どちらも十四川のネック箇所を通過して樋門まで流れていく水の量は同じになると違いませんか、お尋ねします

【答弁 1 2】

流域に72.8mmの雨が降った場合については十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）にて算定いたしておりますが、120.5mmの雨については以前に裁判所に提出した資料しかありませんので、比較はできません。

【質問】

『東海豪雨当日、十四川の未改修の近鉄橋梁より上流のネック箇所で溢水していないのに、改修済みのJRより下流の樋門付近で溢水したとすれば、樋門を開扉していても、十四川のネック箇所は樋門ということになるが、それで正しいですかお尋ねします。』との質問に対して、『十四川調整池事業におけるネック箇所は北星高校付近と考えています。』答えるが。

1、十四川調整池事業におけるネック箇所は北星高校付近であるが、120.5mmの雨が降った場合は、樋門を開扉していても、十四川のネック箇所は樋門ということになるのですか、お尋ねします。

【答弁 2】

120.5mmの雨が降ったものと仮定し、十四川の樋門を開けていた場合についてのネック箇所の特定のための検証を行っておりません。

【質問】

『「十四川は北星高校付近がネック箇所と考えている」と答えられましたが、東海豪雨当日は北星高校付近（ネック箇所）で溢れなかったのに、なぜ当日樋門を開いていても、十四川はJRより下流で溢れるのですかお尋ねします。裁判所の判断ではなく河川水理工学の考え方を教えてください。』との質問に対して、『前述のように、十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）は、流域に72.8mmの雨が降った

ものと仮定して計算したものであり、東海豪雨当日と同条件の120.5mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開けていた場合の計算を行っておりません。』と答えるが。

- 1、120.5mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開けていた場合の計算をしていないのに、なぜ、市民や裁判所に120.5mmの雨が降ったので樋門を開けていても、十四川はJRより下流で溢れたと説明したのですか、お尋ねいたします。

【答弁 3-1】

十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）では、東海豪雨当日と同条件の120.5mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開けていた場合の計算は行っておりません。

一方、JRより下流で溢れたというのは、乙16号証・乙17号証を提出しており、十四川調整池事業における河川計画とは異なるものです。

- 2、説明責任を果たすためにも、120.5mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開けていた場合の計算をして、ネック箇所から樋門までどれだけの水量が流れ樋門で溢れるか計算するべきと思いますが、いかがお考えですか、お尋ねします。

【答弁 3-2】

富田地区の浸水は、十四川の溢水だけでなく内水氾濫の影響もあったことから、北星高校付近のネック箇所を通過して流れる水量に限定して十四川の樋門付近における溢水状況を予測する理由がないものと理解しております。

【質問】

『国権の最高機関である裁判所は、本来誤審はあってはならない。裁判所の誤審を正すことも国民の務めだと思いますが、いかがお考えですか、お答えください。何度も同じ質問をさせないで下さい。』との質問に対して、『ご指摘の裁判では、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、関係法令に従って最

高裁判所で適正に判決が確定したものであります。』と答えるが。

- 1、国権の最高機関である裁判所は、本来誤審はあってはならない。裁判所の誤審を正すことも国民の務めだと思いますが、いかがお考えですか、お答えください。何度も同じ質問をさせないで下さい。

【答弁 4】

本件訴訟については本市には訴えの利益がないため、再審等の手続を行うことはできません。本件訴訟の判決内容に誤りがあるとする場合、その不服がある当事者が所定の手続をとるものと理解しております。

【質問】

『平成15年12月議会で、塚田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）が、「十四川は上流のネック箇所では流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのは、「十四川に関する一般的認識を示した」と答えたが、井上市長及び上下水道局は十四川の河川管理の責任者の認識とは反対の主張を裁判所でした。このことが裁判所で嘘をついたことになると思いますがいかがお考えですか、お答えください。』との質問に対して、『小川議員は、平成15年12月議会における当時の都市整備部長の「ネック箇所を流れる水の量しかポンプ場の方へは流れていかない」との答弁にかかる議事録を裁判所へ証拠書類（甲17号証）として提出しております。

一方、市は、平成12年9月11日の集中豪雨による富田地区の詳細な浸水現象の当日の再現（乙16号証）や十四川の水門を開いていた場合の富田地区の浸水状況予測（乙17号証）などを証拠書類として提出して溢水被害の状況を説明しております。

裁判所は、こうした証拠書類を十分吟味して判決に至っているものであると理解をしています。』と答えるが。

- 1、市は、なぜ河川管理の現場責任者の都市整備部長の議会での発言を裁判所で認めなかったのですか、お尋ねいたします。

【答弁 5-1】

当時の都市整備部長の答弁にかかる議事録は、小川議員により裁判所へ証拠書

類（甲17号証）として提出され、これに関し本市には、裁判所から正しいかどうかの発言を求められておりませんでした。尚、甲17号証である市議会議事録は、市議会での答弁であることから、正しいと理解しています。

2、都市整備部長の議会での発言は嘘だったのですか、お尋ねいたします。

【答弁 5-2】

当時の都市整備部長の市議会答弁が嘘であることは一切ございません。

3、平成12年9月11日の集中豪雨による富田地区の詳細な浸水現象の当日の再現（乙16号証）や十四川の水門を開いていた場合の富田地区の浸水状況予測（乙17号証）は、当日溢水しなかった近鉄より上流で溢水するなどや、乙17号証の縦断面図は上下水道局の田中技術部長が、政友クラブや市長の前で認めたように、十四川からあふれ出た水が溢れない計算で、JRから下流で午後5時ごろ溢れるかもしれないと断定しているなど間違った証拠書類である。其のことは上下水道局長も議会で認めたではないか、裁判所に誤りを認めて正しい検証書を再提出するべきと違いますか、お尋ねします。

【答弁 5-3】

上下水道局として乙16号証及び乙17号証の計算手法について、これまで説明させていただいた中でも間違った証拠書類であると認めたことはありません。

また、確定判決においては、乙17号証について「各計算の内容及び方式は合理的なものであって、十分に信用できると認められる」と判断されていることから再度検証を行う理由はないものと理解しております。

4、裁判所の判断は間違えた証拠書類に基づいてなされたのと違いますか、お尋ねします。

【答弁 5-4】

乙16号証や乙17号証が間違っているとは認識していないことから、間違えた証拠書類に基づいて裁判所の判断が行われていないと理解しております。

【質問】

『「十四川は上流のネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」という、「十四川に関する一般的認識」は河川計画（河川の計算）に基づく認識ではないのですか、お尋ねいたします。』との質問に対して、『平成15年12月議会で、当時の都市整備部長が「十四川は上流のネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」と発言したのは、十四川調整池事業にかかる河川計画に基づく一般的認識を示したものです。』と答えるが。

- 1、十四川調整池事業にかかる河川計画以外の、120.5mmの雨が降った時の河川計画の時は、十四川は上流のネック箇所で流れる水以外の水も下流に流れていくのですか、お尋ねします。
- 2、また、その場合どんな理由でどれだけの水量が流れていくのか、お尋ねします。

【答弁 6-1 及び 6-2】

十四川調整池事業は流域に 72.8 mmの雨が降った場合について河川計画（河川の計算）をたてており、120.5 mmの雨については乙 17 号証を除いて十四川調整池事業においても検証していないのでお答えできません。

【質問】

『井上市長及び上下水道局は、水理工学の専門知識のない裁判官に「十四川に関する一般的認識」と反対のことを主張して裁判所の判断を誤らした。平成21年9月定例議会の決算常任委員会で、当時の後藤都市整備部長は、「あの日は溢れません」という答えですわ。「河川計画上、水門を開いたら、東海豪雨当日は溢れません」ということが、都市整備部長の答えだったものですから、それは裁判所の考えとは違うわけですから、附帯決議をつけて、その辺はきちっと調査をし直せと、議会は附帯決議をつけました。付帯決議を受けて都市整備部は、中部大学の工学部の建設工学科の松尾直規教授に調査依頼をいたしました。その調査結果が、この十四川の調整池の整備計画検討業務報告書というものです。伊藤都市整備部長は平成23年6月議会で「この報告では水門が開いていれば河川計画上は溢れないという結論が導かれている」と答えている。このことは「東海豪雨当日樋門を開いていても十四川は

溢れる」という裁判所の判断が間違えていると本市の河川管理の責任者が答えた。上下水道局は裁判所や市民を騙したことを認め裁判所や市民に謝罪するべきと考えるがいかがお考えでしょうかお尋ねいたします。』との質問に対して、『調整池の整備検討業務報告書は、十四川河川整備計画の妥当性について検証したもので、10年確率(72.8mm)で計算されており、降雨条件が東海豪雨当日と同条件(降雨量120.5mm)での検討をしているものではなく、従いまして、都市整備部長の平成23年6月議会の答弁は、裁判所の判断に言及したものではありません。』と答えるが。

1、調整池の整備検討業務報告書の計算では、水害当日のネック箇所の堤防の高さより、1cm下を静水が流れていく計算になっている(当然洪水なら波打つからネック箇所で堤防よりこぼれる)。それでも当日の潮位では十四川は溢水しないと計算されている。このことは「樋門が開扉されていても午後5時ごろJRから下流でも溢水する。」という裁判所の判断や市が裁判所に提出した乙17号証が誤りであると言っているのと同じと思いますが、いかがお考えですか、お尋ねします。

【答弁 7-1】

十四川河川整備計画検討業務は、河川改修計画について、現状において、何が課題でどのように対応すべきかを河川構造令や技術基準とも比較、整合を図りながら検討、検証するものであり、主として感潮河川における考え方や、十四川調整池事業における河川流下能力算出手法の検討、検証や河川ネック点の検討、検証をしたものです。

一方、乙17号証は、裁判において富田地区の浸水状況を予測したもので、浸水シミュレーションでは十四川だけの計算をしているものではなく、周辺の下水道も含めて面的に計算し浸水状況を示しており、北消防署降雨データをもとに、浸水状況がどうなるかを解析したものです。

これらは、それぞれの考え方によるものであって、双方ともなんら間違っているものではなく、これを比較しどちらかを間違いとする事はできません。

2、上記のことは9月議会の決算常任委員会で都市整備部は認めた。新たに、市民の税金を百万円も使って作られた報告書ですから行政内部で十分検討して、水害被害住民や市民に説明するべきと考えますが、いかがお考えですか、お尋ねします。

【答弁 7-2】

都市整備部は、平成21年9月定例議会の決算常任委員会で「十四川調整池整備事業に関連し、十四川の河川整備にあたっては、治水に万全を期し、住民の生命・安全を守る観点から、河川改修計画の再検証と河川管理施設等構造令を遵守し整備に努めること。」との付帯決議を受けたことから十四川河川整備計画の検討業務を行い、その成果は調整池として機能を果たしているかどうかの検討に活用されているものと理解しております。

【質問】

『市として正しいと判断して提出した証拠書類（乙17号証）についても、「日本上下水道設計株式会社よる乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と判断されています。と回答するが、証拠書類（乙17号証）の十四川縦断面図は「ネック箇所（北勢実業高校付近）で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる（約10m<sup>3</sup>/秒）がそのこぼれ落ちた水をこぼれないこととして（水増しして）と計算している。」ということをも日本上下水道設計株式会社（乙17号証の作成者）の技術者も私の追及で認め、本市の都市整備部河川排水課や上下水道局の技術部（乙17号証の作成依頼者）も市長の前で認めたではないか。また、この乙16号証、乙17号証は北消防署に降った雨量を基に計算されているが、また、後藤前都市整備部長は田中市長の前でも乙16号証、乙17号証は水が多く流れすぎて間違えていると認め、塚田上下水道事業管理者に作り直すよう進言したではないか。間違えた証拠書類を正しいものに作り直して裁判所に提出し直して裁判所の判断を仰ぐべきだと思いますがいかがお考えかお尋ねいたします。』との質問に対して、『市としても正しいと判断して提出した証拠書類（乙17号証）についても、「日本上下水道設計株式会社よる乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と裁判所で判断されています。

また、十四川上流域（大矢知地区）の降雨量についても、「北消防署降雨データを大矢知地区の降雨量とすることが不合理とはいえず」と同様に判断されています。

この裁判は、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであり、再度、証拠書類を作成し直す理由はないものと理解しています。』と答えるが。

1、本市の水理計算のできる職員は証拠書類（乙17号証）の十四川縦断面図は「ネッ

ク箇所（北星高校付近）で、多くの水（約10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/秒）が溢れて川からこぼれ落ちなければならぬが、そのこぼれ落ちた水をこぼれないことにして（水増しして）樋門まで流れていくと計算している。」と認めている。作成者もそのことを認めた発言を都市整備部の職員にしている。本市の水理計算のできる職員は証拠書類（乙17号証）を、正しくないと考えているのと違いますか、お尋ねします。

【答弁 8 1】

本市の水理計算に詳しい技術者についても、確定判決のとおり乙17号証について「各計算の内容及び方式は合理的なものであって、十分に信用できると認められる」との判断が正しいものと理解しています。

2、日本上下水道設計株式会社が作成した証拠書類乙16号証、乙17号証は、十四川上流域（大矢知地区）の降雨量についても、「北消防署降雨データを大矢知地区の降雨量とすることが不合理とはいえず」と判断されています、と答えるが。塚田上下水道事業管理者は平成15年12月定例議会で当時の都市整備部長として「四日市高校付近で水が漏れなかったのは十四川流域では北消防署に降ったほどの雨量は降らなかった」と答えている。どちらが正しいのか、お尋ねします。また、北消防署の降雨データ（120.5mm）でも四日市高校付近で水が漏れなかったのに、なぜ調整池を計画したのかお尋ねします。

【答弁 8 2】

当時の都市整備部長は、議員からの質問に、「十四川は四高付近がネック箇所である。そのネック箇所当日水が溢れたという報告は受けていない。だから、多分、これは私の考えですが、富田で降った120mmよりも大矢知のほうがそれよりかは少なかったのではないか」という答弁をしました。

また、乙17号証の検証書は、大矢知で120mmの雨を降らせたが、これは大矢知に観測所がなく、どれだけの雨が降ったのが特定できないから、一番近くの北消防署のデータを使って検証をすることしかできません。それに関して、裁判所は、「北消防署のデータを使ったのは不合理とは言えない。」と判断しており、どちらも間違いではありません。

調整池の計画については、平成12年の東海豪雨を契機とした雨に強いまちづくりの実現への取り組みのひとつとして、10年確率で時間72.8mmの雨量に対応で

きるよう計画しました。

- 3、この裁判は、被告が流域で降らなかった北消防署の降雨データを使用したり、北消防署の降雨データを使用すると、ネック箇所では水がこぼれるのに、十四川に蓋をして暗渠にした下水方式で樋門までこぼれずに流れていく十四川では考えられない計算方法の虚偽の証拠書類を裁判所に提出した反則行為によって導かれた判決であり、証拠書類を十四川については河川方式に改めて提出すべきと考えますが御所見をお聞かせください。

【答弁 8 3】

裁判においては、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、関係法令に従って判決が下されました。さらに、司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものです。

確定判決において「北消防署降雨データを大矢知地区の降雨量とすることが不合理とはいえず、日本上下水道設計株式会社による乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と判断されており、改めて証拠書類を作成する理由はないものと理解しています。

【質問】

『後藤前都市整備部長の発言は「10年確率の72.8mmの雨では十四川はJRから下流では溢水しない」と言ったのではない。改修済みのJRから下流の雨量強度は10年確率の時間当たり61.5mm（計画高水流量19.0<sup>m</sup>³/秒＝等流計算）であるのでネック箇所の上流になれば、10年確率の72.8mm（高水流量20.6440<sup>m</sup>³/秒＝不等流計算）の雨では溢れる可能性がある。後藤前都市整備部長が言うのは「未改修で2年確率の雨にしか対応できないネック箇所がJRより上流にあるから、ネック箇所より下流にはネック箇所ですら流れる水量（2年確率の雨量＝計画高水流量9.7<sup>m</sup>³/秒＝等流計算）しか流れないので、水門を開いておれば十四川は改修済みのJRから下流では溢れない。上下水道局の職員でも水理計算のできる人なら、こうしたことはわかる」と言った。塚田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）が「十四川は上流にネック箇所ですら流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのと同じであり、水理計算のできる人の「十四川に関する一般的認識であり」そのことを十年以上も黙っていたこと（井

上市長や上下水道局の嘘の説明を見て見ぬ振りをしたこと)を反省したことばである。裁判所の判断ではなく上下水道局の水理計算のできる人でネック箇所がJRより上流にあるにもかかわらず水門を開いておいても十四川はJRから下流では溢れるという人がいるならなぜ溢れるか教えて下さい。』という質問に対して『平成15年12月議会で、当時の都市整備部長の「十四川は上流にネック箇所で行ける水しか下流には流れていかない。」との発言は、本議会議事録に収められており、これら証拠書類を含めて審理をつくされた結果、確定判決において「乙17で予測するとおり樋門が同日開扉されていたとしても十四川の溢水を回避することはできず、その結果富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる」と判断されていることから、裁判のなかで説明は尽くされているものと考えます。』と答えるが。

1、裁判所の判断ではなく上下水道局の水理計算のできる人でネック箇所がJRより上流にあるにもかかわらず水門を開いておいても十四川はJRから下流では溢れるという人がいるならなぜ溢れるか教えて下さい。

【答弁 9-1】

本市の技術職員は、十四川調整池整備事業以降は、10年確率の72.8mm/時の降雨状況のもとでは、水門を開いておれば十四川は改修済みのJRから下流では溢れないが、浸水シミュレーションで想定した東海豪雨の状況下においては、確定判決のとおり「乙17号証の各計算の内容によると、十四川豊栄樋門を終日開扉していた場合において、午後2時20分以降、JR関西線の上流域で溢水が発生し、また、JR関西線と国道1号線の間において溢水発生の可能性が否定できず、午後4時40分には、豊栄ポンプ場付近において溢水が発生したものと予測される。」との判断と同じ認識を有しております。

2、平成15年12月議会で、当時の都市整備部長の「十四川は上流にネック箇所で行ける水しか下流には流れていかない。」との発言を裁判所で認めずに河川管理の現場の責任者の考えと違うことを主張して裁判所をだましたのですか、お尋ねします。

【答弁 9-2】

甲17号証である市議会議事録の内容については、市議会での答弁であり、正しいものと理解しております。

- 3、当時の都市整備部長（塚田上下水道管理者）議会答弁は間違いだったのですか、間違いならその理由を述べて謝罪してください。

【答弁 9-3】

都市整備部長の市議会答弁において間違いはないと認識しております。

【質問】

『上下水道局も認める実際より水増しされた乙16号証、乙17号証の浸水シミュレーションは、内水氾濫と十四川の溢水による水とを合わせた浸水シミュレーションであり、その結果善管注意違反のなかった場合は善管注意違反のあった場合より、富田地区の10cm以上に浸水区域が半減する善管注意違反による床下浸水・床上浸水がなくなっているのが明確に判明している。再調査しないならその住民に人災による浸水被害だったことを認めて謝罪するべきと考えますがいかがお考えですかお尋ねいたします。浸水がどこからの水であるかは関係ない浸水被害がなくなっていることが明らかである。ありのままを正直にお答えください。』との質問に『東海豪雨による被害については、被災後すぐに被害状況調査を実施させていただき、既に被災者の皆様にご心からお見舞いを申し上げたものです。

確定判決においては、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、「補助参加人の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件（ポンプ場の災害復旧費等の）支出を行った事実との間に因果関係を認めることはできない」と判断されています。

したがって、法的に因果関係のないものについて謝罪するものにはならないと考えます。』と答えるが。

- 1、上下水道局も認める実際より水増しされた乙16号証、乙17号証の浸水シミュレーションは、内水氾濫と十四川の溢水による水とを合わせた浸水シミュレーションであり、その結果裁判所が認める四日市市生活環境公社の善管注意義務違反のなかった場合は善管注意義務違反のあった場合より、富田地区の10cm以上に浸水区域が半減する善管注意義務違反による床下浸水・床上浸水がなくなっているのが

明確に判明している。天災ではなく人災（四日市市生活環境公社の善管注意義務違反）により床下浸水・床上浸水が起きた区域は明白であり、その区域の住民にはお見舞いではなく、生活環境公社に謝罪させて損害賠償するように指示すべきだったと思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

【答弁 10-1】

確定判決においては「補助参加人の善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件支出を行った事実との間に法的に因果関係を認めることはできない。」と判断されており、法的に因果関係がないものについて市として生活環境公社に謝罪及び損害賠償するよう指示することはできません。

- 2、この訴訟において争われたのは補助参加人（四日市市生活環境公社）の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反の有無と善管注意義務違反により四日市市が本件（ポンプ場の災害復旧費・消毒費用。ごみ取りかたづけ費用）の支出である。生活環境公社の善管注意義務違反による住宅の浸水被害について裁判所は判断していない。しかしながら裁判所は生活環境公社の善管注意義務違反を認め裁判所が合理的なもので十分に信用できると認めた、日本上下水道設計株式会社よる乙16号証、乙17号証（現在では上下水道局は田中市長の前でも乙16号証、乙17号証は実際より水増しさせていると認めた）によると、四日市市生活環境公社の善管注意義務違反がなかった場合は善管注意義務違反があった場合より、富田地区の10cm以上に浸水区域が半減する善管注意義務違反による床下浸水・床上浸水がなくなっているのが明確に判明している。四日市市生活環境公社の善管注意義務違反と富田地区の10cm以上に浸水区域が半減し床下浸水・床上浸水がなくなる。乙16号証と比較して乙17号証で浸水被害がなくなった地域は、その住宅浸水被害が四日市市生活環境公社の善管注意義務違反と因果関係がある事がこの訴訟で立証されたことになるとと思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

【答弁 10-2】

乙16号証と乙17号証を比較すると、乙17号証では白地区域が多く、ここでは浸水が無かったかのように見受けられますが、これは10cm未満の浸水が着色表示されていないだけで、浸水が無かったということではありません。

裁判所においてはこうした資料を十分に検討いただいたうえで「豊栄ポンプ場の運転管理業務委託契約における善管注意義務違反は認められるが、同日午後の本件豪雨は通常の予想外の猛烈なもので、それにより生じた洪水は、想定外の自然現象であったといわざるを得ない。したがって、補助参加人の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件(ポンプ場の災害復旧費等の)支出を行った事実との間に因果関係を認めることはできない」と判断されており、因果関係の立証にはあたらないものと考えます。

- 3、四日市市生活環境公社の善管注意義務違反と住宅浸水被害の因果関係が立証された住民に、四日市市生活環境公社へのポンプ場管理の委託者として謝罪の必要があると思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

【答弁 10-3】

確定判決において、四日市市生活環境公社の善管注意義務違反と住宅浸水被害の因果関係が法的に立証されておらず、法的に因果関係のないものについて謝罪するものにはならないと理解しております。

【質問】

『民事訴訟法では判決主文に理由の説明のない判決は違法とある。ポンプの故障した水位は3.2mであるのに上下水道局も認める実際より水増しされた乙16号証、乙17号証の最高水位は3m未満であるのになぜポンプが故障したのか説明せずにポンプ復旧費用の請求を却下したのは違法である。上下水道局は裁判の違法であることを正すべきである。その結果ポンプ復旧費用約200万円が返還されますが放棄するつもりですか、お尋ねいたします。背任行為になるのと違いますか、お尋ねいたします。過去にもいくつか最高裁判所の判決が覆されたことが有ります。』

判決は間違えていても守らなければならないが、間違えた判決は直すことができると思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。』との質問に対して『本件判決は司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものであると理解します。』と答えるが。

- 1、裁判所がなぜポンプが故障したのか説明していますか、説明しているのならその説明をお答えください。

【答弁 11-1】

確定判決においては、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、ポンプの故障について運転管理業務委託契約上の善管注意義務違反がなかったとしても「1号ポンプを同日午後2時20分に始動していても、豊栄ポンプ場の全ポンプの停止時間を15分程度遅らせる可能性があったに過ぎず、同日午後3時には豊栄ポンプ場の全ポンプが停止したものと考えられる」としたうえで、上記答弁のとおり善管注意義務違反と十四川溢水被害との間に因果関係がないものと判断されています。

- 2、裁判所はポンプ復旧費用の請求を却下した理由を説明していますか、説明しているのならその説明をお答えください。

【答弁 11-2】

確定判決においては、「同日午後の本件豪雨は、通常予想外の猛烈なもので、それにより生じた洪水は、想定外の自然現象による不可抗力によるものであったといわざるを得ない。したがって、補助参加人の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件支出を行った事実との間に因果関係を認めることはできない。よって、原告の本件請求は、その余の点につき判断するまでもなく、理由がないから棄却する」と判決されています。

- 3、上下水道局は裁判が違法であることを正すべきである。その結果ポンプ復旧費用約200万円が返還されますが放棄するつもりですか、お尋ねいたします。

【答弁 11-3】

本件判決は、民事訴訟法上、違法なものでなく、司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものであり、判決の違法を訴えたり、ポンプ復旧費用の返還を放棄したりすることがないと理解しております。

4、裁判所の誤りを正さないのは本市に損害を与えることになり、背任行為になると違いますが、お尋ねいたします。

【答弁 11-4】

本件判決は裁判所の誤審（誤判）がないと判断することから、本市に損害を与えることにはならず、背任行為にもならないと理解しております。

【質問】

『裁判所が樋門を開いていても樋門付近で溢れると判断したのに、塚田上下水道下水道事業管理者は都市整備部長時代に、なぜ裁判所の判断を無視して樋門を開けていればネック箇所より下流では溢れないと調整池の事業を強行したのですか、お尋ねいたします。』との質問に対して『裁判所での判決は当時の降雨状況（1時間当たり120.5mm）のもと、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであります。

一方、調整池事業は10年確率の雨量データ（1時間当たり72.8mm）をもとに、その能力に応じた流量を流したときに河川の中の水位がどうなるかを表し、ここで溢れないように流量を調整するために、その上流で一時的に水を貯めるように計画したものであります。

双方の条件設定や計算手法は異なっており、関連しないものとなっているが、いずれも正しいものとして事業を進めたものです。』と答えるが。

1、調整池の事業は、10年確率の雨量データ（1時間当たり72.8mm）のもとに、ネック箇所ですでにどれだけの水量が通過できずに溢れ、どれだけの水量が通過して樋門まで流れていくか検討して計画されている。

10年確率の雨量データ（1時間当たり72.8mm）のもとに、ネック箇所ですでにどれだけの水量が通過して樋門まで流れていく水量と当時の北消防署の降雨状況（1時間当たり120.5mm）のもと、ネック箇所を通過して樋門まで流れていく水量はほぼ同じで（ネック箇所から樋門まで十四川上の降雨量の差だけ違うだけ）あるから1時間当たり72.8mmの降雨の時と、1時間当たり120.5mmの降雨の時とはネック箇所から樋門までの流れていく水量はほぼ同じである。ネック箇所を流れていった水量で樋門を開けていても溢れるということは、ネック箇所よりも樋門の方が水が流れ

ないということである。すなわち樋門を開いていても樋門がネック箇所ということになるのと違いますか、お尋ねします。

【答弁 12-1】

120.5mmの雨が降ったものと仮定し、十四川の樋門を開けていた場合についてのネック箇所の特定のための検証を行っておりません。

2、原告（四日市市）は、ネック箇所で溢れた水量も十四川に戻して樋門まで流し樋門を開けていても溢れる、でたらめな証拠資料を裁判所に提出し裁判所を騙したのではないですか、お尋ねします。

【答弁 12-2】

確定判決においては「日本上下水道設計株式会社による乙 16 号証、乙 17 号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」とされており、関係法令に基づき適法に判断されたものであると理解しており、正しいものと認識しています。

3、いずれの条件もネック箇所は同じでなければいけない。裁判所が樋門を開いていても溢れるというなら樋門がネック箇所になり、ネック箇所が近鉄線より上流の北星高校付近であるとして計画した十四川調整池の計画は見直さなければいけないのと違いますか、お尋ねします。

【答弁 12-3】

十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）は河川管理上においてネック箇所を特定し、調整池整備計画を検討したものであり、また、乙17号証は裁判において富田地区の浸水状況を予測したものであることから、裁判所での判決と十四川調整池事業は双方の条件設定や計算手法は異なっており、関連しないものとなっていますが、いずれも正しいものとして事業を進めたものであり、見直す必要はないものと考えております。

【質問】

『私が篠原都市整備部長（平成十五年当時）に依頼して、アオイテックが作成し、

裁判所に提出した資料（甲24号証）は、10年確率（時間当たり72.8mm）の降雨量データにより、十四川の流量計算を行ったのではない。十四川のネック箇所での最大流量（堤防より越水しない最大流量）を量ったもので、降雨量を量ったものではない。資料（甲24号証）によるとネック箇所での最大流量は、 $16.143\text{m}^3/\text{秒}$ （不等流計算）であり、ポンプ場への最大流量は $17.184\text{m}^3/\text{秒}$ （不等流計算）であり、樋門が開いていけば流れていき（JRより下流の計画高水流量 $19.0\text{m}^3/\text{秒}$ ＝等流計算）溢れないことが分かる。調整池の流量計算と降雨量の計算は、ネック箇所ですて防より30センチメートル下の高さを計画高水流量の水位として、計画高水流量を $14.053\text{m}^3/\text{秒}$ （不等流計算）と求め、時間当たり72.8mmの雨を、十四川流域に降らした解析モデルを作り、ネック箇所は計算上（途中で溢れずに流れてくるとして）の高水流量を $20.644\text{m}^3/\text{秒}$ （不等流計算）と求めた。その差を $20.644\text{m}^3/\text{秒} - 14.053\text{m}^3/\text{秒} = 6.591\text{m}^3/\text{秒}$ と求め、その水量を調整池に流入させるようにしたものである。このことから時間当たり72.8mmの雨が十四川流域に降ればネック箇所ですて防に溢れる。当日はネック箇所ですて防しなかつたので十四川流域には時間当たり72.8mm以下の雨しか降らなかつたのが分かる。おそらく最高でも時間当たり60mm以下の雨だったと推測できる。上下水道局は時間当たり120mmの雨と時間当たり72.8mmの雨とはケースが違うというために、時間当たり72.8mmの雨を強調しているが、時間当たり120mmの雨でも、時間当たり72.8mmの雨でもネック箇所から流れる水量は同じであり、樋門まで流れる水量も川の上に降った雨の差分しか変わらない。裁判所はネック箇所ですて防たと認定したが、実際は溢れなかつたのだから真実を追求する立場から上下水道局は裁判所の間違いを指摘するべきではないかお尋ねいたします。』との質問に対して『議員が裁判所へ証拠書類（甲24号証）として提出されている資料についても裁判所で吟味されたうえで判断がなされているものと理解しています。』と答えるが。

- 1、十四川調整池の計画と同じ条件設定で同じ手法で計算された資料を裁判所が認めなかつたのは十四川調整池の計画間違いであると認定したことになるのと違ひますか、お尋ねします。

【答弁 13-1】

裁判所での判決は、甲24号証をはじめ双方がそれぞれ提出した資料を十分吟味し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであります。

2、本市の十四川調整池の計画とまったく違う資料（乙16号証、乙17号証）を裁判所に提出したことが裁判所を騙したことになる、その結果責任は四日市市が負うことになる。従って乙17号証（ネック箇所は樋門である）に従った調整池計画に見直さなければならない。出来ないならば裁判所の判断を変えてもらわなければならないのと違いますか、お尋ねします。

【答弁 13-2】

十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）は、流域に72.8mmの雨が降ったものと仮定して調整池の計算をしたものであり、乙17号証は東海豪雨当日と同条件の120.5mmの雨が降ったものと仮定して富田地区の浸水状況を予測したものです。それぞれ目的や手法がことになっており、どちらも正しいものと理解しています。

したがって、裁判所を騙したものではなく、十四川の調整池整備計画を見直す理由はなく、裁判所の判断を変えてもらう理由もありません。

【質問】

『篠原元都市整備部次長は、井上市長や当時の下水道部の嘘の説明を正すために予算特別委員会でも「樋門が開いていれば溢れない」と答え、それを証明するための資料作りに一肌脱いでくれた。また、後藤前都市整備部長は、平成13年の東海道ウォークの打ち上げ時に、樋門が開いていれば溢れないと教えてくれ、予算特別委員会や決算常任委員会、本会議や田中市長の前でも、その発言は変えなかった。それに比べると塚田上下水道事業管理者は、今の地位に就くためか途中から、井上市長に魂を売り渡した。間違いと誤りを認めて市民のため真人間に戻るつもりはないのですか、お尋ねします。』との質問に対して『ご指摘の市議会における関係部長等の発言については十四川調整池事業に関するものについて答弁したものと理解します。

従いまして、本件裁判に関する上下水道事業管理者の発言についても都市整備部長であった当時の発言内容を変更しているものではありません。』と答えるが。

1、篠原元都市整備部次長や後藤前都市整備部長の発言は私の東海豪雨当日に樋門を

開いておればJR関西線より下流では溢れなかったとの質問に答えたものである。十四川調整池事業でのネック箇所から樋門への水流量と当時の北消防署での降雨状況（1時間当り120.5mm）をもとにした、ネック箇所から樋門への水流量は、ほぼ同じであることは前に述べた。十四川調整池事業でのネック箇所からの水流量と当日の北消防署での降雨状況（1時間当り120.5mm）をもとにした、ネック箇所から樋門への水流量が違ような錯覚を起こすような答弁をするのが人をだましていることになるのと違いますか、お尋ねします。

【答弁 14-1】

流域に72.8mmの雨が降った場合については十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）にて算定いたしておりますが、120.5mmの雨については以前に裁判所に提出した資料しかありませんので、比較はできません。

- 2、裁判所の判断が正しいと主張するなら塚田上下水道事業管理者の発言内容は明らかに違ってきていると思いますが、ご所見をお尋ねします。

【答弁 14-2】

上下水道事業管理者の発言については、その内容を変更しているものではないです。

- 3、塚田事業管理者は当日樋門が開いていてもJR関西線より下流で溢れると思っているのか裁判所の判断でなく自分の考えを教えてください。

【答弁 14-3】

確定判決で認められた乙17号証の予測結果のとおり「十四川水位は、四日市港潮位の影響を受けながら変動し、潮位が最も上昇する17時00分頃に十四川も最高水位に達して溢水が発生する」と認識しております。